

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第 6 回会合）

2021 年 9 月 3 日（金）

（16:00～18:00）

Zoom オンライン会議

【司会】

定刻となりましたので、これより JBIC および NEXI 環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に対するコンサルテーション会合、第 6 回会合を開催します。今回も多数の方々にオンラインでご参加いただき、誠にありがとうございます。私、本日司会を務めます、JBIC 経営企画部北島でございます。本会合、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、これまでと同様、ウェブ開催としております。対面での開催と異なりまして、ご不便に感じる部分もあろうかと思えますけれども、できる限りスムーズな開催に努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の流れについてご説明いたします。事前にホームページにてご案内のとおり、今回の議題でございますけれども、JBIC 環境ガイドライン現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告、そして個別論点に関する議論でございます。個別論点につきましては、論点整理表、こちらの項番の 8 から 10 を予定しております。なお、順番ですけれども、最初に JBIC から調査報告を行った上で、項番 9 を先に、その後、項番 8 という順番で議論をしていく予定でございます。

冒頭に、前回同様、司会の方からいくつか連絡事項をご説明いたします。その後、今回 JBIC 側に人事異動ございましたので、簡単に自己紹介いただき、JBIC から前回会合以降の動き等について説明の上、各議題に入っていきたいと思えます。なお、個別の論点におきましては、これも前回同様でございますが、まずご提言いただいております NGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の皆さまから説明いただき、最後に JBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。

本日の所要の予定時間でございますが、これまでの会合同様、1 時間半、17 時 30 分までの予定でございます。質疑の状況によりまして時間が前後する可能性もございますが、延長する場合におきましても、最大 2 時間ということで進めていきたいと思えます。議論の状況を見まして、司会の方で必要に応じて時間の管理をさせていただきながら、できる限り効率的に進めてまいりたいと思えます。なお、会合中の途中退室は自由でございます。また退室後、再入室もできますが、事務局による確認作業を行った上での再入室となります関係で、若干、時間を要する可能性がある点、ご留意ください。

続きまして、本会合に関する連絡事項、いくつか申し上げたいと思えます。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しとなってしまいますが、今回からご参加いただいている方もおられますので、申し上げたいと思えます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日ホームページ上での公開を予定しております。また、参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影、録画はお控えください。録音につきましては、ご自身でのご利用のための録音を妨げませんが、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。また、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言は行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただければと考えております。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点について申し上げます。ご発言のとき以外は、ミュ

ート設定いただくようお願いします。ミュートになっていない場合には、事務局からミュートにさせていただきます場合もあります点、ご理解ください。カメラのオン、オフについては任意とさせていただきます。通信速度に影響が出る場合には、カメラオフを依頼させていただきます場合がございます。また、質疑応答など、ご発言される際には、カメラをオンにし、所属、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いします。なお、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨付言いただければ、議事録は匿名で公開させていただきます。各論点に関しましては、最初にご提言いただいている NGO の皆さま、そして産業界の皆さま、そして JBIC、NEXI という形で、司会の方から順次ご発言いただくよう、お声掛けさせていただきます。それ以降ご発言されたい場合には、基本的に Zoom の挙手機能、こちらでお願いしたいと存じます。長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。

それでは、前回会合以降の動き等について、JBIC から説明をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

【国際協力銀行 関根】

今回から、人事異動により異動になりました五辺の後を引き継ぎまして、本件を担当させていただきます経営企画部の関根でございます。今後、よろしくお願いたします。

それでは、前回からの動きということでございますけれども、まず初めに、本日、多数の参加者にお集まりいただきました。こういった環境下でございますけれども、またウェブ開催という形とさせていただきますけれども、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

前回の第 5 回会合以降でございますが、7 月 12 日に、JACSES 様、FoE Japan 様、メコン・ウォッチ様、こちら 3 団体の皆さまから、『豪州ウェイトシア 2 ガス採掘事業における JBIC 環境社会配慮ガイドライン不遵守の是正と再発防止策の徹底を求める要請書』を受領いたしました。また、8 月 25 日でございますが、『環境社会配慮ガイドライン改訂コンサルテーションにおける追加論点の提出』を受領いたしまして、それぞれガイドライン改訂のウェブサイト既に掲載しております、ご確認いただける状況でございます。ご提出いただきました論点につきましては、ウェブサイトに掲載している、本日の資料でございます論点整理表の方にも、それぞれ追記をさせていただきました。特に 7 月 12 日の要請書につきましては、項番 8 の論点に追加との要請をいただいておりますので、論点整理表にも追記の上、本日の議論でも取り扱わせていただければと思っております。

実査報告につきましては、本日の資料として、ウェブサイトに掲載をしております。この後、JBIC 山崎の方より、内容について説明をさせますが、新型コロナの影響もありまして、想定よりも時間を要してしまいましたが、関係者の皆さまに多大なご協力をいただきまして、今回の報告に至っております。この場を借りて感謝申し上げます。

本日も説明の後に、質疑、コメントの時間を設ける予定でございます。ただ、内容の詳細ということのご質問につきましては、個別案件の特定性を避ける観点から、第 3 回の調査の

際と同様に、書面でいただければスムーズに対応できるかと存じますところ、ご協力をいただければと存じます。

それでは調査報告の方に移ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

【国際協力銀行 山崎】

JBIC の山崎でございます。よろしくお願いいたします。それでは実査調査報告につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。こちらの報告につきましては、事前にウェブサイトに掲載をしておりますため、既に読んでいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、適宜、内容につきまして補足をしながら説明をさせていただければと考えております。

2 ページ目でございます。こちら、まず 1 ポツで本報告の背景、対象案件および構成としておりますが、JBIC では、ご参加いただいた方々からするとおさらいになってしまいますけれども、ガイドラインの実施状況の確認ということをやります、今年の 4 月のタイミングで、実施状況調査の確認調査報告として、第 3 回会合で報告させていただいております。第 3 回会合の報告では、現行のガイドラインの適用対象案件につきまして、融資等の検討時の資料などを、あらためて机上ベースで調査、確認をしまして、ガイドラインの第 1 部に定めるようなプロセス面ですとか、第 2 部に定めるような実態面での、実際の遵守状況というものを確認したものでございました。

今回、これに加えまして、JBIC では、前回の 2015 年のガイドライン改訂時と同様なんですけれども、ガイドライン実施状況調査の一環としまして、対象のカテゴリ A 案件のうち 6 案件を抽出いたしまして、実際のプロジェクト実施者の方々も含めて面談を行い、実施状況の調査というものを行っております。前回、2015 年の改訂時の際には、実際にプロジェクトに往訪をさせていただいて確認ということをしていただいておりますが、今回は新型コロナの影響もございまして、往査ができませんでしたので、ウェブによる面談や実査をさせていただきまして、現地の方々にもご協力をいただいた形になっております。

(2)の実査対象案件というところでございます。実査対象案件は、第 3 回の調査の対象と同じく現行のガイドラインを適用した対象案件のうち、カテゴリ A 案件から、地域やセクターというものを考慮して選定させていただいております。今回、選んだ 6 案件につきましては、ここにポツで六つ並べておりますが、アジア大洋州が 3 件、欧阿中東地域がそれぞれ 3 件ということになっております。セクターにつきましては、天然ガス開発案件が 1 件、風力案件が 2 件、地熱発電が 1 件、火力発電案件 1 件、石油化学案件 1 件と、それぞれ組み合わせはこちらに書いてるとおりでございます。

こちらの報告書の構成でございますが、今回の報告は、環境ガイドライン第 2 部の項立てに沿って、順番に記載をしております。こちらの報告の目的ですが、ガイドラインの実施状況全体の確認する、把握するという趣旨でございますので、個別案件のことについて論じるというところの目的ではございませんので、必ずしも個別案件を特定できるような記載と

はしておりません。こちらは前回、2015年のガイドラインの改訂時のレポートとも同様の対応とさせていただいております。それでは早速、内容の方に移ってまいりたいと思います。

こちら、2ポツで基本的事項と書いておりますが、ガイドライン第2部に定める項目ごとになっております。まず(1)プロジェクトに係る調査、検討というところでございますが、今回の調査をしました6案件につきまして、その計画段階、例えば開発コンセプトの選定の段階ですとか、建設の数年前等から、プロジェクト全体を対象として、環境への影響に係る調査、検討が実施されていることを確認しております。その上で、それを踏まえた形の検討なども行った結果として、ESIA 報告書等の独立した文書が作成されておりました。調査の実施にあたりましては、各案件におきまして、何らかの代替案が検討されていることも確認しております。こちら、案件にもよるんですけども、プロジェクトサイトを変更するという検討ですとか、導入技術の検討ですとか、プロジェクトを実施しないようなケースというのも含めて、さまざまな選択肢としての代替策というものを、定量的、定性的な分析などを行って決定をしているようなことでもございました。

そして環境レビュー後に、プロジェクトスコープの分割に伴う ESIA 報告書の修正ですとか、許認可の再取得が求められない範囲での設計変更が行われた案件がございました。こちら2案件ございまして、内容としましては、下のポツで箇条書きにしているところでございますが、一番上のところだと、最初に計画されていたプロジェクトというのが、二つのフェーズに分割されまして、JBIC の融資対象というのがフェーズ 1 に限定された経緯がございまして、こちらのスコープの分割に伴い、ESIA 報告書というものが修正、限定されたというものでございました。

その他にも、燃料の保管方法の変更ですとか、排水処理方法、燃料の調達方法など、こういったものが変更されているというケースが確認されました。

そして(2)のところでございます。ESIA 報告書の作成のところですが、6案件、今回調査しておりますが、うち5案件につきましては、プロジェクト実施国の制度に基づく環境アセスメントが実施されておまして、ESIA 報告書が作成されているということを確認しております。残る1案件につきましては、案件の特性上、現地の制度を踏まえて、ESIA 報告書の作成が求められておりませんで、環境管理計画書、そして環境モニタリング計画の作成が求められていたものでしたので、これらの計画が作成されているということを確認いたします。JBIC ではこれらの提出を受けて、この案件については個別ヒアリングですとか、現地実査も行った上で、環境レビューを実施しておりました。

(3)の委員会の設置のところでございます。今回の6案件のうち、3案件につきましては、以下の箇条書きで示す2パターンですね、委員会が設置されているということを確認しております。3件ですが、一部重複するものもありますために、2パターンということになっております。なお、委員会が設置されていない案件であっても、もちろん設置されてる案件でもですけども、当該案件に対して、特段の苦情や反対運動は発生していないことを確認しております。

実際、その2パターンがどういったものだったかと申し上げますと、一つ目が、プロジェクトの実施国の環境許認可等の取得プロセスの中で設置された委員会でございます、実施国の現地制度上、立ち上げられるものでして、そのプロセスの一環としてのものでございます。もう一つが、住民移転のモニタリングを行うために、事業者や公証人等から構成される委員会というものでございました。

3 ポツ、対策の検討のところですが、こちらは2ポツのところに記載をしておりますが、計画段階で、その影響が調査、検討をされた上で、対策も含めて検討されて、ESIA が作成されたということでございましたので、参照という記載にさせていただいております。

(2)モニタリング計画、環境管理計画のところですが、全ての案件で、環境管理計画、モニタリング計画が作成されたことを確認できました。ただ、案件によりまして、その国の制度に沿って対応というケースもありまして、形式というのは若干異なりまして、いくつかパターンがあり、一つは環境管理計画とモニタリング計画、それぞれ独立した文書として作成されているもの。他には環境管理計画が独立した文書としてあって、その中にモニタリング計画が含まれるもの。そしてESIA 報告書の中にいずれも含まれるものと、それぞれ2件ずつというところがございます。

また、全ての案件におきまして、費用、人員体制というものが予算化されているとともに、専門の職員が配置されていまして、外部の分析会社ですとか、外部の専門家ですとか、学術機関と連携しているものもありましたが、モニタリング体制が構築されているということを確認しております。

4 ポツで、検討する影響のスコープでございますが、ESIA 報告書で検討しているスコープの中には、ガイドラインの中で調査、検討すべき影響として例示しているものがいくつかあるんですけども、汚染対策、これは大気や水等の人間の健康と安全への影響があるものですとか、自然環境、そして社会環境などが含まれていることが確認できました。JBIC の環境レビューに必要ですが、ESIA 自体に記載がされていない情報ですとか、より詳細に情報が必要というケースにおきましては、JBIC 環境レビューのタイミングで質問状や現地実査を行って、内容の確認を行っているというものがございました。

5 ポツ、法令、基準、計画等との整合のところですが、まず法令、基準等との整合、遵守状況についてでございます。プロジェクトの実施にあたりましては、ここから①から⑤と続くんですけども、各記載の項目につきまして、現地の法制、基準ということを遵守する計画であるということが確認されております。基本的に全ての案件について、現地の法令、基準等を遵守するという計画は確認できたんですけども、一部、レセプターがない地域における環境値とか、その辺り、数値の基準値の超過はありましたので、後ほどこのあたりは説明をさせていただきます。

各項目別に見ていきますが、まず①許認可の案件でございます。こちら、全ての案件において、作成されたESIA 報告書等は当局において承認を受けておりまして、環境許認可を取得していることが確認できております。当該許認可の、付帯条件の遵守に関する違反ですと

か指摘というのは、特に確認されておりません。

次に大気質の観点でございます。六つの案件のうち、大気汚染物質、NOx ですか SOx を含むような排ガスを排出する案件は、3 案件存在しました。このうち、3 件のうち 2 案件につきましては、排ガスの排出計画値は現地基準を満たしていることを確認できまして、残る 1 案件につきましては、現地基準が設定されていないような類のものではありませんでしたが、排出計画値というのは国際的なガイドラインのガイドライン値を遵守しているということを確認できたものでございます。

次のパラですが、環境大気質につきましては、先ほど申し上げた 3 件のうち、2 件につきましては大気拡散予測、周辺のプラントも含めて影響を加味した予測を実施していることが確認できました。この 2 件のうち、片方の案件につきましては、プロジェクトサイト近隣の居住地のエリアでは、現地基準をきちんと遵守しているということを確認しておりますが、レセプターが存在しない一部の地点で、一部の指標について超過が予測されたものがございました。この案件は、低 NOx バーナ等の導入によって、排ガス中の大気汚染物質濃度を低減させるための対策を講じておりまして、実際の排出計画値自体は現地基準を遵守していることを確認しておりますが、JBIC としては、排出値に加えて環境値というものをモニタリング項目として設定しまして、操業中も状況をフォローすることにしております。

それで、大気拡散予測をしているもう 1 件につきましてはですが、こちらにつきましては現地基準を遵守していることを確認しております。3 件のうち 1 件、予測が実施されていない案件につきましては、プロジェクト自体が沖合に位置しておりましたため、周囲にレセプターが存在しておりませんで、特段の影響は見込まれないというものでございました。

③水質のところでございます。全ての案件において、排水は現地基準に沿った形で、案件によって、排水処理施設を経て、表層水に排水されるということですか、蒸発処理、もしくは地下圧入という形で、周辺に影響を及ぼさないような形で処理されているということでした。

④騒音のところでございます。6 案件の今回のうち、4 案件につきましては、居住地などのレセプターがプロジェクトサイトから遠く離れている等の理由で、騒音の基準超過を含む騒音影響というのは見込まれないものでございました。

ただ、2 案件ありまして、2 案件のうち片方につきましては、騒音予測を行いましたところ、プロジェクトサイトの周辺の一部で、夜間における現地基準の超過というものが確認されております。こちら、もともと既に現況値自体が基準値を超過しているというものでございましたが、プロジェクト実施者の方が、対策としまして夜間に陸揚げを行わないこととか、消音機の設置ですとか、プロジェクトサイト周辺の防音壁の設置などの対策を講じることで、追加的な騒音というのを、国際基準を満足するレベルにまで下げる計画であることを確認しておりました。これらの対策によって、プロジェクトからの騒音による影響というのは特段見込まれないということでしたが、JBIC は、この騒音値というのをモニタリング項目としてフォローするという対応をしております。現在は建設中のため、操業に

伴う騒音は発生していないという状況でございました。

もう片方の案件は、現地において騒音に係る現地基準というものは特に存在してはいなかったんですけども、予測の結果、国際的なガイドライン値というのを超過することが見込まれる住居がですね、一部、存在することは確認されたんですけども、こちら移転対象地域というところではございましたので、移転後はレセプターが存在しないという点を確認しているものでございます。

⑤で、その他のところですね。6案件全てで、事業者の方々は労働関係法を遵守するというような計画でございまして、これまでに労働関係の違反に関する報告も特にございませんでした。また、全ての案件で、労働者に対して保護具の提供ですとか、安全衛生の観点について教育をしたりとか、労働者と管理者の関係につきましては、定期的にコントラクターが労働関係法遵守状況を確認するというケースでありましたりとか、労働者の代表と管理者の代表と、定期的に意見交換をするような環境を整える案件などもありまして、特段の問題、摩擦も生じていないということを確認しております。また、作業員の中の一定割合というものを、地元住民の方々を雇用するという計画にしております、地域の雇用にも貢献しているという点を確認しております。

(2)の保護区のところですが、プロジェクトサイトの一部が、現地制度に基づいて指定する保護区を一部含む案件が存在しました。ただ、こちらの保護区につきましては、現地制度上、建設作業中に追加的な配慮というものを行うことによって開発が許可されているというエリアでございまして、パイプラインの埋設を回避しましたりとか、作業員の立ち入りを禁止するなどの対策を講じた上で、こちらの保護区を含む全体の開発について承認が得られているという状況でございます。こちら、特に現時点でも指摘を受けているというものはございません。また、いずれの案件につきましても、現地制度に基づく文化遺産に登録されているサイト外で実施されていることを確認しております。

6ポツですね。社会的合意、社会影響のところではございますが、まず、ステークホルダーとの合意形成の部分でございまして、ESIAが作成された5案件のうち、4つの案件につきましては、許認可取得の際に、現地制度に従いまして、ESIA報告書の公開ですとか、コンサルテーションが実施をされておりました。事業者の方々は、協議の結果というものを必要に応じてプロジェクトの内容に反映させているということも確認できております。5案件のうち、残る1案件につきましては、プロジェクト自体が沖合に位置しているということもございましたので、現地制度上、パブリックコンサルテーションの実施というものは特に求められていないものでございました。が、実際にコンサルテーションについては実施されていないのですが、当該案件の実施につきましては、新聞やインターネットなどで情報を提示しておりまして、きちんと認知されるような形の機会っていうのは確保されておりまして、その上で、特に苦情ですとか反対運動等は確認されていないというものでございました。

先ほど5案件と申し上げ、もう1案件は、現地制度上、ESIA報告書ではなく、環境管理計画、モニタリング計画が作成された案件ですが、こちらは現地制度上、住民への説明会の

開催が特に義務付けられていないんですけれども、計画の承認取得段階で、当局や地域住民代表者の方から構成される審査会というのを開催しまして、意見を収集した上でプロジェクトの内容に反映させるというプロセスが取られていることを確認しております。

なお、対象案件のうち、1件、建設業者を相手取りました訴訟というのが確認されてございました。工事中の振動に関する訴訟というものでございましたが、その後の調査を経まして、問題となっている振動というものは、工事に直接起因していないということが判明していますが、住民との協議を経まして、アクセス道路を住宅からさらに遠くにする等の対策を講じるということで和解に至っているということがございました。

(2)です。社会的弱者の配慮のところでございます。社会的弱者への配慮の観点ですが、こういった皆さまに配慮というのが確認できた案件は2つ存在しました。なお、他の4件につきましては、もともと沖合に位置しているですとか、最寄りの居住地から遠く離れている等、影響が見込まれないというようなものでございました。影響が見込まれるような案件につきましては、そういった方々に対して生計回復計画を優先的に適用したりですとか、職業訓練等の支援を行うなど、対策が講じられているということでございました。

そして7ポツのところでございます。生態系および生物相。(1)ですが、いずれの案件につきましても、プロジェクトサイトおよびその周辺において、生態学的に重要な自然生息地というのは存在しませんで、当該エリアの転換、劣化を生じさせるものではなく、該当はございませんでした。

(2)自然生息地の著しい転換、劣化の観点ですが、1件、プロジェクトサイトというのが自然生息地を含む案件がございましたが、自然生息地自体はプロジェクトサイト周辺にも広く広がっているものでございまして、プロジェクトによる一部の改変というものは全体のごく一部分でございましたので、著しい転換、劣化を生じるものではないというものでございました。

(3)森林伐採、森林認証のところですが、森林伐採が行われる案件は、6件中1件のみでした。森林伐採のための許可を必要とするというものではありませんで、当局としても、当該伐採について特段問題ないという判断でございまして、違法伐採には該当しないということを確認しております。また、商業伐採を行う案件ではございませんでしたので、森林認証等の取得は特にしておりませんでした。

続きまして8番、非自発的住民移転の観点でございます。非自発的住民移転および生計手段の喪失が生じる案件というのは、6件中2件存在しました。このうち1件につきましては、事業者が参画する前に、当局が主導する形で一括して取得ですとか補償を行っているものでございまして、事業者の方が参画をされる際には、既にそれぞれ合意されて、完了していたというものでございまして、事業者の方として取得や補償には直接関与していないというものでございましたが、実際に当局による移転手続と、国際基準のギャップ分析ということを行った上で、コミュニティー開発計画を事業者の方と策定しまして、実際にプロジェクトでの優先雇用ですとか、漁業者への支援ですとかといった支援を行っているところでござ

ざいまして、JBIC としてはこういった計画の実施状況というのをモニタリングしているという状況でございます。

残る 1 案件、もう片方の案件につきましては、住民移転計画は既に策定済みではございますが、一部の移転対象者との間で交渉が継続しているものでございますので、まだ完了しているものではございません。JBIC としましては、こういった住民移転の実施状況ということをモニタリングするというようにしております。なお、既に合意済みの移転対象者につきましては、事前の補償が実施されているということを確認しております。

こちら、上の 2 案件につきましては、どちらも大規模と判断されるものでございまして、うち 1 案件は当局が作成をした住民移転計画、そしてコミュニティー計画の提出、もう 1 案件につきましても、住民移転計画が作成された上で提出がされていたものでございます。

9 ポツの先住民族のところでは、今回、6 件中、先住民族に対して影響が及ぶというような案件は、特に該当はございませんでした。

そして 10 番、モニタリングのところでは、モニタリング計画は、既に出た部分とも少し重複してしまうんですけども、事業者は事前に計画されたモニタリング計画などに基づきまして、建設時、操業時を通じてモニタリングをきちんと行う計画であると。モニタリング実施にあたりましては、専門の職員ですとか、分析会社などと連携をしながら、体制を構築しているというところでございます。

モニタリング結果の公開、(2)のところでは、6 件中 3 件につきましては、事業者または当局のほうで、ホームページ上でモニタリング計画を公開しているということが確認されております。残る 3 案件につきましては、自らモニタリング結果を一般公開するという計画はされておきませんが、要請に応じまして当局に確認を行うなど含めて、適切に対応しているものでございました。

(3) 第三者からの指摘への対応というところでは、こちら、全ての案件で、第三者からの苦情などを受け付けた窓口ですとか、苦情等を受け付ける定期的な場を設けたりとか、いわゆる苦情受け付け体制というものはきちんと構築、整備されていることを確認しております。実際に受け付けられた苦情につきましては、内部で検討するのはもちろんなんですけれども、当局や地域住民の方々と協議を経て検討するという体制でございました。実際に指摘が寄せられた例と対応策ということで、下に書いておりますが、大気質への影響がある場合には、アクセス道路への散水量を増やすとか、車両の通行であれば通行道路を補強するとか、こういった対応を講じてございまして、特にこれについて問題が生じているというものではございませんでした。

続きまして 11 番、ESIA 報告書の内容のところに移ります。環境アセスメント手続きに基づく承認の取得というところでは、ESIA が作成される 5 案件につきましては、実施国の現地制度に基づきまして ESIA 報告書は作成されているということを確認できております。いずれの案件につきましても、JBIC の意思決定前に承認がされているものでございました。残る 1 案件につきましては、ESIA 報告書の作成が不要とされていたものですが、

環境管理計画、環境モニタリング計画が現地制度上に沿って作成されまして、当局に承認をされているということを確認しております。

続きまして、(2)ESIA 報告書の言語のところでございますが、各案件の ESIA 報告書などは、オリジナル版は実施国の公用語、もしくは広く利用されている言語で作成をされておりました、オリジナル版が英語ではない場合には、英訳版を入手するなどしてレビューを実施しております。

ESIA 報告書の公開のところでございますが、ESIA 報告書が作成された 5 件のうち、1 件を除きまして、環境アセスメント手続きに従って ESIA 報告書が公開されておりました。現在も当局のホームページで公開されているという案件も 2 件ございます。また、ESIA レポートが公開されていなかった 1 件ということにつきましても、公開の要望がありました場合には、当局によって情報提供が可能ということが確認できております。環境管理計画等につきましても、当局の定められた場所で公開されているということを確認しております。

(4)ステークホルダーとの協議でございますが、6 件のうち、1 件を除く 5 件におきまして、ステークホルダーの協議が実施されているということを確認しております。レビューの際に、協議記録が書類として全て残っているかということまでは確認ができていないんですけれども、実際の時期ですとか、参加者、協議の際のコメントなどを確認ができておりました、協議の内容につきましても、事業者の方としても十分把握しているものと判断がされるものでございました。協議の実施時期につきましても、環境影響評価項目選定時および ESIA の報告書ドラフト作成時に実施されたと判断される案件は、2 案件でございました。

(5)ESIA 報告書に記載されている項目ですが、ESIA 報告書が作成された 5 件につきましても、環境ガイドライン第 2 部では、このアプローチの規定に沿ったものが望ましいと書いてありますが、概ね満たしていることが確認できております。ここは細かくなってしまうんですけれども、それぞれ項目ですね、記載されているもので、一部、全てをカバーできてないものもありますので、そういったものにつきましても、きちんと確認をしていくということでもございました。環境レビューの中で、質問状ですとか現地実査を通じて確認しているところでもございました。

ここまでで、一旦内容として全体になりまして、こちらを踏まえたまとめという項目を作成させていただいております。こちら、今回取り上げた 6 件につきましても、概ね環境レビューの際に確認した内容でプロジェクトは進められているということを確認できておりました、実際にプロジェクトを通じた負の影響というものを及ぼしていないということを確認しております。ただ、一部の案件では、予測の結果、環境値の超過が見込めるものもありましたが、これらにつきましても事業者による適切な対応という計画を確認しておりました、モニタリングもしているということでもございました。これによって、全ての案件というのは環境ガイドラインを遵守する形で実施されていると考えているところでございます。

最後に、今回の現地実査調査ですが、新型コロナウイルスの影響がある中で、皆さまにご協力いただきながら実施をするということになりました。当初は、前回のガイドライン改訂時にも総

括というのを書いているんですけども、そこでは意思決定からある程度時間が経過した案件とするほうが望ましいということを示しておりました。というのは、モニタリング段階における調査、確認というものがきちんとできるのが望ましいとありましたので、我々としてもそれを想定していたんですけども、新型コロナの影響から、なかなか受け入れ自体が、調整も若干難航したところもありまして、案件が限られてしまったこともありまして、結果的に、実施案件の中には建設中の案件も含むというようなところになっております。こちら、操業段階というのは、結局、確認できたのは一部に留まってしまいまして、この点は引き続き、意思決定からある程度、期間経過したものであると操業段階のモニタリングということの確認もできますので、その方が望ましいと考えている次第でございます。一応、今のところで、調査報告についてのご説明となります。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さまのご質問、あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。今回、冒頭にも申し上げましたが、画面上、目視で挙手の確認が難しいため、ご質問、ご意見ございましたら、Zoomの挙手ボタンでお願いできればと思います。また、ご発言の際は、お手数でございますけどカメラをオンにし、所属、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただければと思います。それではよろしくお願いたします。それでは12番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSESの田辺と申します。ありがとうございます。詳細については別途、書面で質問を提出させていただきたいと思っています。一点、口頭で確認したい点としては、最初に、2ページ目の冒頭のところに事業者等との面談と書いてあるんですが、実際に住民へのヒアリングとか、ネット上でのコミュニケーションということは、この調査を通じてなされたのかどうかというのを確認したいと思っています。事業者や行政ですね、つまり事業を実施している側のみからの情報でこの評価をしているとしたら、評価としては極めて不十分ではないかと思っています。以上です。

【司会】

ご質問ありがとうございました。それではJBICから回答をお願いします。

【国際協力銀行 山崎】

山崎でございます。コメントありがとうございます。ご質問いただきました点につきましては、実際に現地の方に影響が及ぶと考えられる案件につきましては、現地住民の方も含めてヒアリングをさせていただいております。

【司会】

ありがとうございます。それでは14番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。すいません、カメラをオンにさせていただきます。FoE Japanの波多江です。よろしくお願いします。田辺さんの質問にも重複するところあるんですけども、一つは、今回の実査というか実施状況の調査というのは、JBICさんの職員の方たちがやられたのか、それともコンサルの方がされたのか。冒頭、説明があったのかもしれませんが、そこをもう一度クラリフィケーションさせていただければと思いましたのと、あとは、今、住民の方とのヒアリングはあったということなんですけれども、この事業者等の等に、相手国政府というか現地国政府の関係者ですね、それから現地のNGOというところは入ってきているのでしょうか。そこもお聞きできればと思います。

もう一つ、これも2ページ目の(2)の実査対象案件なんですけれども、この6案件拝見したところ、結構エネルギー関係というか、発電関係に偏ってるなと思ひまして、例えば鉱物資源の開発ですとか、そういったセクターが今回入っていないのはなぜかというのが、一つちょっと疑問に思いましたので、もしお答えいただけるようでしたらご回答いただけると幸いです。というのは、例えば先住民族について、6案件の中で先住民族に対して影響が及ぶ案件はなかったということなんですけれども、例えば鉱物資源の案件なんかは、多分、先住民族への影響というものがやはりあるかと思ひますので、そういったことも考えてセクター、案件を選ばれたのかどうか、ちょっと気になりましたので、そこを伺えますと幸いです。よろしくお願いいたします。

【司会】

ご質問ありがとうございました。ただ今ご質問いただいた、三点あったかと思ひますが、JBICのほうから回答をお願いします。

【国際協力銀行 山崎】

コメントありがとうございます。1つ目の点、今回の調査につきまして、JBIC自身か、コンサルを活用したかというところでございますが、コンサルの方にもご協力いただきながら、今回、調査やヒアリングを行ったというものでございます。2点目ですね、今回、当局との面談、または現地NGOとの面談あったかという点につきましてですが、当局とは実際に面談を行いましたりとか、直接ヒアリングを行ったりということをしております。今回、現地のNGOの方は含まれていないものと認識しております。次がセクターの“ばらけ”の話ですね。この点ですが、我々としましても、当初もっとセクターの広がりといいますか、より多様なものを調査したいなと思ひていたところでもございましたが、なかなか、やはり今回の実査の調査になりますと、我々だけで完結する部分ではないところがございまして、その

調整のところでこのような6件になったという経緯があるものでございます。以上です。

【司会】

それでは続きまして、12番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

はい。田辺です。先ほどのフォローアップの質問なんですが、この6案件、全てで住民の方々へのヒアリングというのを行ったのかどうかという点と、それぞれ何人ぐらいの方々へのヒアリングを行ったのかというのをお願いします。

【司会】

ありがとうございます。では、ただ今の質問について、JBICから回答をお願いします。

【国際協力銀行 山崎】

山崎です。今のご質問の点につきましては、まず人数などにつきましては、私も手元にございませんで、ここは確認ということになってしまいます。案件の中には、現地の住民への影響が予想されないものというものもございましたので、例えば沖合の案件もあるというふうに今回レポートでは申し上げましたが、6件中、現地住民への影響があるものというものが2件ございましたので、その2件につきまして実施しているというものでございます。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他にいかがでしょう。14番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

同じポイントで恐縮なんですけれども、この住民へのヒアリング、すいません、FoE Japan 波多江です。住民へのヒアリングについてということなんですけれども、これヒアリングをアレンジする方法としては、事業者を介して、あるいは現地当局を介してヒアリングをセッティングしたんでしょうか。というのは、得てして、例えば反対をされている住民ですとかっていうところとコンタクトを取ろうと思うと、どうしても事業者を介して、あるいは当局を介してというのはちょっと難しいのかなと思いますので、影響を受ける住民の方と申しましてもたくさんいらっしゃると思いますので、その辺りのセッティングの方法もお伺いできればと思いました。よろしくをお願いします。

【司会】

それではJBICから回答をお願いします。

【国際協力銀行 山崎】

山崎です。ありがとうございます。今の点につきましては、実際に今回、事業者の方々にお伺いするのがまずコンタクトとして最初にありますので、そこを通じてのアレンジということでございます。

【司会】

他にいかがでしょうか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すいません、FoE Japan の波多江です。コメントということになりますけれども、もちろん住民の方にもヒアリングしていただいたっていうのは、事業者だけに限らずっていうところでは、良い方向性だとは思いますが、やはり事業者にアレンジをしてヒアリングをできた住民の意見、あるいはその情報の一面性というか、ていうところは、やはり考慮してこの報告を評価する必要があるのかなというふうには思いましたので、そこは NGO 側からはコメントを、全体的なコメントとしてさせていただきたいと思います。

例えば労働者のことですか、あるいは住民移転のことですか、そういったところは協議の面とかで反対はなかったとか、そういった表記がありますけれども、あと労働面でも問題がないとか、そういったことについては、一応、やはりアレンジをした労働者、あるいは住民の方たちとはまた別の視点を持った方たちも現地にもいるのではないかという視点もお忘れいただきたくないなと思しましたので、コメントさせていただきます。ありがとうございます。

【司会】

どうもご意見ありがとうございました。それでは他にご質問、あるいはご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご質問、ご意見ないようですので、次の議題に移らせていただければと思います。各論点の議論ということでございまして、冒頭でも申し上げましたけれども、順番は、項番の 9 番を先に、9、8 という順に進めていきたいと思します。

では早速でございますけれども、項番 9 につきまして、まずは NGO の皆さまよりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。NGO 側からの提言ということで、趣旨説明をさせていただきたいと思します。項番 9 ということで、私たちの提言としましては、環境レビュー時の情報公開の時期と内容ということで挙げていますけれども、現状、この環境レビュー時の情

報公開につきましては、3項目、具体的に挙げられております。ガイドライン上で。

一つは、スクリーニング終了後のプロジェクトの名称であるとか、カテゴリ分類の結果についていうところ。それからもう一つは、環境社会影響報告書等の入手状況と、その文書そのものですね。それからもう一つは、それ以外の環境社会配慮文書に関する入手状況と、文書の公開について定めてあるんですけども、この、今三つ明記されているものを、端的に申しますと四つにしてはどうかということと、そのタイミングをもっと明確に書いていただいているかどうかというふうに考えております。

一つはスクリーニングの結果ですね、カテゴリ分類の結果とかなんですけども、スクリーニングフォームが、事業者さんから JBIC さん、あるいは NEXI さんに提出された後、速やかに公開していただく必要があるのではないかと考えておりました。ただ現状、これまで私たちが見てきました、例えばインドネシアのチレボン石炭火力、あるいはベトナムのバンフオン1石炭火力などでは、スクリーニング結果、あるいはEIAの公開が、スクリーニングフォームの提出後、かなりたってから JBIC さんのウェブページに公開されているということを経験しております。JBIC さん、NEXI さんのガイドラインの趣旨、精神に照らすと、やはり情報提供が早期に行われることによって、より長い期間、第三者、あるいは住民のステークホルダー、NGO、そういったところからの第三者の意見を入れることができるというメリットもございますので、そういったところから、文言を明確にさせていただきたいと考えているところです。

もう一つ、スクリーニングフォームの提出、それからカテゴリ分類の結果、それからカテゴリ A 案件の場合には、実査を JBIC さん行われてると思うんですけども、その実査を行う前に、やはりカテゴリ A 案件のスクリーニング結果の公開はしていただくべきだと思っておりますので、そういったところも明記をしていただきたいというところがございます。

それから、今 EIA のところまでお話ししましたが、住民移転計画、生計回復計画、あるいは先住民族計画といったところは、第2部の方で、現地で公開することが要件とされておりますので、原則、現地で公開されてるものだと思いますので、これはやはり入手状況およびその文書そのものを JBIC さんが、あるいは NEXI さんがレビューをされた文書として、ご両者の説明責任、アカウンタビリティを高めるためにもちゃんと公開していただくということで、今、明記されてませんけれども、ガイドラインでは明記していただくのがよろしいのかなと思って提案しております。

もう一つ、最後にそれ以外の環境社会配慮文書ですね、環境レビューにお使いになっている環境社会配慮文書については、今のところは相手国で一般に公開されている文書の入手状況と当該文書という書きぶりにガイドラインではなっているんですけども、これを実施国で一般に公開されているか否かではなくて、相手国、あるいはその事業実施主体が公開を、JBIC さん、あるいは NEXI さんのウェブサイトでの公開に合意しているか否かの判断基準にして、順次公開していただくことが必要なんじゃないかと考えておりました、こういう提案をさせていただいております。ちょっと長くなりましたけれども以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、産業界の皆さまからご説明いただければと思います。この論点表上は、事前に書面等では特にいただいているところがございますが、もし補足説明等ございましたら、お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取と申します。この項番につきましては、特段、意見というのはございません。極力、プロジェクトを行うにあたって余計なプロセスがないようにという希望はございますけれども、それだけで、この項目について、特にコメントはございません。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、JBIC あるいは NEXI の方からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

それでは JBIC の関根でございます。波多江さん、ありがとうございます。網羅的にご説明いただいて、一つ一つお答えする、あるいは私どもの考え、認識をご説明するつもりでございますけれども、漏れがありましたら、後ほどあらためてご指摘いただければと思っております。

まずポイントとしましては、情報公開のスピード、それから公開の幅を広げる努力というところなんじゃないかなと思っております。現在のガイドラインを見ますと、ご存じの方も多いかと思いますけれども、第1部のところで、環境社会配慮確認に係る情報公開というところにおきまして、情報公開は、原則として弊行のウェブサイトにおいて、情報の入手後、できるだけ速やかに行うものとするという精神をうたっているわけございまして、環境レビュー時、融資契約締結後におきまして、それぞれ情報公開の対象となる文書について規定しています。これに基づきまして、JBIC では借入人等から情報を入手後、速やかに情報公開を行うように努めております。その点におきましては、これもガイドライン上に記載ございますけれども、事業者の商業上の秘密に配慮するというような記載ございますが、そういったことも配慮しながら、確認をして、関係者の確認を取った上で出していくというようなことも心掛けております。そういった過程を経て速やかに出すというようなこととしております。

ESIA につきましては、現地語で作成されてるのが多いということもございまして、必要に応じまして専門家も交えて分析をしながら、内容を確認した上でというようなこともございまして、さまざまなケースがあるわけですが、精神としては速やかに出していくという

ことに全く、異論があるものではございません。

加えて、公開を通じて、さらにさまざまな情報提供を受けながら、ステークホルダーとの認識の確認を取って進めていくということは重要だと思っております、環境に対して重大で望ましくない影響のある可能性を持つというプロジェクト、カテゴリ A につきましても、FAQ にもございますけれども、スクリーニング分類結果について、45 日程度は公開が可能となるように努めるとしております。ご指摘ございました、十分な精査の時間を取るというものにつきましても、案件の重要度に応じて、そういった期間を明記して取っているということはご理解をいただければと思います。

その上でございますけれども、具体的な提案がございました。一つは、カテゴリ分類と実査の関係でございます。カテゴリ A のプロジェクトについて、実査を行う前にカテゴリ分類スクリーニングを公開するという点は、現在ガイドラインでは、おっしゃるとおり、規定はされていないわけでございます。これは、もちろんスクリーニングを入手、そして内容を確認して、公開を速やかにして、そして必要なデューディリジェンスを行って、融資をしていくということが通常の手順でございます。これは間違いございません。もちろんケースによりましては、例えば検討が一度中断するといったケースも、極めて稀でございますけれどもございます。つまり私どもの検討案件という分類から外れるということも、稀にはございますし、または、その受け入れ自体、あるいは協調融資銀行、さまざまな関係で、実査のタイミングが予定より早期に、とにかく先に論点を関係者で洗おうというようなケースもあるかと思えます。

従いまして、精神としては速やかに公開しというところでございますけれども、一律的にタイミングを規定するという、必ずしも杓子定規に決めるということでもないのかなと考えています。重要な点は、情報公開から意思決定までの時間を取っていくということと、実査前後にかかわらず、情報提供いただきましたら十分に確認をしていくと。あるいは必要があれば、それを精査していく。それは実査前後にかかわらず、真摯に向き合っていくということではないかなと思っております、さまざまなビジネスケースを、今、全てを想像することはできないわけですが、画一的にというようなことではないのかなというふうに思っています。ただ、速やかにという精神、既に書き込まれておりますので、しっかりとそれに基づいてやっていくことではないかなということでございます。

それから、同意を得られた文書の公開でしょうか。このお話がございました。こちらは、同意を得られた文書という、類似論点で、1 度、第 4 回コンサル会合の場で、これは確か ESIA の翻訳版の公開という論点でございましたが、こちらで類似の議論があったと認識しています。その際も申し上げましたが、その ESIA のケースでは、翻訳版が入手できた場合に、これを公開するという点について、事業者の了解が得られる場合には公開することが考え方で申し上げまして、FAQ でもう少し分かりやすく書けないか検討してみると申し上げておりますので、同意を取って、それを公開するという考え方というのは変わっておりませんし、これが一つ、お答えになっているのかなとは思っております。

それから住民移転計画に関しての説明ございました。住民移転計画に関しましては、ご理解の方も多いと思いますけれども、非影響住民への公開というのは、一般への公開とプライバシーなど、いろいろな議論ございますので、公開範囲が限られている等さまざまなケースがございます。私どもといたしましては、住民移転計画、生計回復計画、あるいは先住民の計画につきましては、現地で実際に影響を受ける住民、それからコミュニティーの方々に対して伝えられているということが、まず最も重要というふうに考えております。

その上で、住民移転計画、生計回復計画、それから先住民族の計画等につきましては、一般的に広く公開されていないケースも少なくないということですので、一律というよりも、非常に慎重に対応していくということでございまして、原則公開ということは非常に難しい対象文書ではないかなと思います。ただ、もちろんプロジェクト実施国で一般に公開される場合には公開するというようなことでございますし、第4回の議論、先ほど申し上げた議論と同じでございしますが、情報公開について同意を得られたものについては公開するというような考え方でございますので、こういった運用において同意を取り、そしてそれについては公開するというような考え方ということについて一貫性を持って臨んでいくということだと思っておりますし、そういった考え方について FAQ 等で分かりやすくできないか工夫というのは、第4回説明時と同じ考えにしておりますので、そういった対応ができればと考えております。一旦以上です。もし漏れがございましたら、よろしく申し上げます。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは本件につきまして、ご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。ありがとうございました。関根さん、どうもご説明ありがとうございます。論点がいろいろ、いっぱい盛り込まれているような形になってしまい、申し訳ないんですけども。何点かございまして、速やかなところの精神は重々ご理解の上で運用されていらっしゃるということなんですけれども、私たちも、この点がやはり十分に担保されていないんじゃないかという、今回はやはり問題意識が何件か具体的な案件でございましたので、あえて明記をしていただきたいというところがございます。いろいろな案件によって、例えば実査がカテゴリ分類の情報公開よりも前になってしまうケースがあるとか、そういうお話なんですけれども、一つ確認なんです、実査は基本的にはスクリーニングフォーム提出された後に行われるものですね。その点はいかがなんでしょうか。

【司会】

JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 関根】

今、私、少し反省してはいますが、何か例外的なことを強調してご説明してしまったということですが、基本的には順番がおっしゃるような順番で、内容を確認し、そして実査に行き、さらに気になる場所を確認し、その後、取り残しがあれば、質問状等で内容を確認し、さらには、皆さまがたも含めたステークホルダーの方々からの情報提供がもしある場合には、その内容も確認してということがガイドラインの精神でございまして、それに基いてやっているというのが大宗だという理解でございします。

【FoE Japan 波多江】

続けてよろしいでしょうか。司会の方。

【司会】

どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すいません。ありがとうございます。その順番っていうのがありまして、どのタイミングでカテゴリ分類の結果を公開するのか、あるいは EIA を公開するのかっていうことなんですけれども、やはりお話を聞いていると、スクリーニングフォーム提出されたら、もちろん内容を事業者さんに、借入人の方たちに確認することはあるでしょうけれども、それにしても、これまでのチレボンですとかバンフオンっていう石炭火力の案件ですと、数カ月かかってから公開とかになっているので、これはちょっとやはり時間がかかり過ぎているなという考え、私たちにとっては否めないんですね。

もう一つは、やはり実査の前に公開していただくことによって、やはり実査ってそんなに何度も行けるものではないじゃないですか。せっかく行っていただいたのであれば、確認していただきたい点は私たちもたくさんあつたりするわけですよ、住民の方たちも。ですので、やはり実査前に公開していただくっていうところが、担保していただきたい、そういったガイドラインにしていきたいなというところがございします。なので、ぜひそこは検討していただきたいなというところがあります。

移転計画と先住民族の計画のところなんですけれども、もちろん一番重要なのは影響住民の方たちにちゃんと公開がされていて、内容が分かりやすいものになっていてというところが一番重要ではあるんですけども、一応ガイドラインの書きぶりとしては、影響を受ける住民の方たちに公開されてなければならないという書きぶりではなくて、住民移転計画が作成、公開されていなければならないというような書きぶりになってますし、先住民族計画についても、先住民族計画が作成、公開されていなければならないとありますので、私たちは原則公開というような理解でいましたので、ちょっとそこは私たちと認識が少し異なるのかなというふうには考えておるところです。

ですから同意を得られたものについて公開するというのは、これはガイドライン本文に落とすことはご検討いただくのは難しいのかなと思っておりまして、FAQに明記されるというところは今おっしゃっていたかと思うんですけども、ぜひガイドラインにも落としていただきたいなというふうには思いました。以上です。

【司会】

ご意見、ご指摘ありがとうございます。ではJBICの方から、今のご意見、あるいはコメントに対してレスポンスあればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【国際協力銀行 関根】

はい。ありがとうございます。まず一つ、住民移転の関係、あるいは先住民族の関係の場合に、そういった住民移転計画、あるいは先住民計画というものは、提出が環境レビューを行うための要件、それを見ていく、確認していくということは要件でございますので、確認をしております。公開に関しましては、その現地での広く公開というものを踏まえて公開するというのが建付けでございますが、先ほど申し上げたとおり、恐らく現地の公開の在り方というのが、いろいろな形があるというのは容易に想像つくところでございますけども、さまざまな個人の情報に関する記載が入っていると。これも十分に踏まえなければいけないというのは、これは一人一人を大事にするという精神があるということですので、公開ということに関すると、一律に原則として言えないのではないかと申し上げております。その中で、もちろん同意を取れる、そういったものであれば、同意を得て公開していくと。その同意を得たものについて公開するというものは、そういった精神をFAQというところで工夫して記載していこうかなということで、行動をより明確にしていくという流れではないかなと思っております。

それから、私、申し上げたとおり、基本的に今ガイドラインにおいて、順番のような話ございましたけれども、速やかに提出する、もちろん記載内容確認というのをした上ででございますけれども、速やかに、いずれの入手文書かつ公開可能な文書、あるいは私どもが公開するとしている文書は速やかに公開するという精神がございまして、個別案件の議論ではございませんので、一つ一つお話ししませんけれども、かなり例外的な話があったのは、私どもとしても残念、あるいは事情があった、ちょっとここでは避けますけれども、そういったことございまして、基本的な順番というのは、現在のガイドラインに基づく対応でも、そういった速やかに行うことということでやっておりますので、そこは現在のガイドラインでしっかり運用で、気を引き締めてやっていくということではないかなと思っております。

【司会】

他にご意見、あるいはご質問いかがでしょうか。14番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すみません、他の方がいないということなので、もう一言だけ申し上げたいんですけども、FoE Japan の波多江です。今、基本的なところの手続きというのはそういう段取りだというのは分かるんですけども、事情がある、あるいは例外というか、そういった案件が、得てして、例えば住民の方が反対されてるとか、石炭火力ですとか、そういった公害が懸念される案件ですとか、問題案件に発生すると非常に困ると思うんですね。困ると思うんですねとか、困ると、私たちはやっぱり考えておりますので。やはりカテゴリ A 案件は、そもそも著しい影響が起こるという前提で実査、環境レビューをされていらっしゃるの、そこは貴行内でも、徹底してそういった手順を踏んだレビューをしていただきたいと思ひますし、これまで 1 件じゃなかったわけですよ。私たちの、今回こういった提言をさせていただいたのは、スクリーニング結果が、あるいは EIA が、数カ月遅れて、あるいは半年以上遅れて出てくるっていう状況で、とてもじゃないですが速やかにとは、私たちはやはり思えなかったわけでした。それが一つではなかったということなので。運用の話になってしまうかもしれませんが、徹底をしていただきたい。あるいは何らかの形で文書に落としていただきたい、FAQ でもいいですけども。そういうふうに、私たちはやはり考えております。すみません。よろしくお願いいたします。

【司会】

ご意見ありがとうございました。それでは今のご意見について、JBIC からレスポンスありますか。

【国際協力銀行 関根】

はい。本日、ガイドラインの話ではございますが、これ、ガイドラインの精神に則った運用における、まさに運用の徹底ということに対するコメントを受け止めまして、まさに気を引き締めて、やれることをやっていくということでございます。画一的なというお話があったので、どうしても例外的なお話をしておりますが、私ども、皆さまのお声もいただきながら、ガイドラインの運用を日々改善していくと、こういったガイドライン自体の改訂ではなくて、運用を改善していくという気持ちで取り組んでまいりますので、実は今の個別の話になりますと、一つ一つの事情はありますし、商業上の秘密という論点も、私どもが重視している点なので、個別の案件でご意見いただくときのご意見ももちろん関係者によって異なることございます。ただ、どのステークホルダーの方々の立場をも重視しながらも、スピードをもってやっていくという叱咤激励と受け止めまして、これはしっかりと運用面で対応させていただきます。そこはもう間違いなくいたします。よろしくお願いいたします。

【司会】

どうもありがとうございました。他、よろしいでしょうか。83 番の方、今、挙手いただきましたので、よろしく願いいたします。

【日本機械輸出組合 柴岡】

日本機械輸出組合の柴岡と申します。本日はありがとうございます。この項番、産業界からは特に意見挙げておりませんで、JBIC、NEXI 様の運用というところで、つい運用面の上では OECD 等々の同じ物差しで測れるということで、イコールフットィングの方は引き続き重視していただきたいと。あと、プロジェクトによりまして、非常に、先ほど商業上の機密というお話ございましたけれども、その他にも事業主体との力関係であったりとか、現地政府の考えであったりとか、影響の方はケース・バイ・ケースでございますので、ぜひ足並みをそろえた上でのご判断をいただければというところでございます。よろしく願いいたします。

【司会】

どうもご意見ありがとうございました。では次に、16 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤】

メコン・ウォッチの遠藤です。波多江さんのご意見にありましたように、やはり速やかにという部分が、残念ながら、例外的だというお話ではあったんですけども、守られていない、そこが徹底されていないというのが散見されたというところで、これの運用というのをきちんとやっていただきたいと思います。

それから、やはり例外的なものであったとしても、そういったところで情報公開というのが後になってしまったというところで、そういった案件で、今後、大きな問題というのがもし起きてしまった場合というのを考えると、やはり最初の時点の公開というのがすごく大事になってくると思いますので、特にカテゴリ A の案件についてどうするのかというところを、もう一度、運用のことではあるんですけども、ガイドラインのところには何か落とし込むというところで何かできないかというのを、もう一度考えていただけたらなって思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。その他、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは次の論点ということで進みたいと思います。次は 8 番ですね。項番の 8 ということでございます。それではまず NGO の皆さまより、8 番について補足説明お願いできればと思います。よろしくお願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。続けて FoE Japan の波多江より、項番の 8 の NGO 提言について、部分的に説明させていただきたいと思います。

私たちの提言としましては、JBIC、NEXI がステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する情報提供があった場合に、適切かつ速やかに回答するべきであるということで、こういった文言を明記いただきたいという提言が一つございます。

追加で論点、7 月 12 日に提出させていただいたものについては、田辺さんの方からまた補足していただければと思うんですけども、一つ、これまでの、私たちこの 5 年間ですね、2015 年から現行のガイドライン走っておりますけれども、この間、例えばインドネシアのバタン石炭火力案件、あるいはインドネシアのチレボン石炭火力案件といったところでは、地域住民の方たちが JBIC さんにレターを出しても、複数回出しても、一向に返信とか対話のようなものをしてもらえないまま、JBIC さんが実査に、現地に出かけても、一つもミーティングを持っていただけないままっていうような状況が続いていたことがございまして、そういったことがやはり起きないようにしていただきたいということがございます。

もう一つ、提言書の方には、事例としてベトナムのハイフォン石炭火力のことも挙げているんですけども、こちらにつきましては、住民の方たちが異議申し立てを JBIC のハノイ事務所に郵送したんですけども、これが異議申し立てと認識されておらず、JBIC の本店にも審査役にも届いていなかったというようなこともございました。こういったことがないように、十分に JBIC さん、NEXI さんには配慮していただきたいということで、一つ、こういったことを担保、確実に住民に対して返答する、対応するというのを明記していただきたい、ガイドラインにということがございます。

異議申し立て手続きには、異議申し立て手続き要綱を見ますと、JBIC さん、あるいは NEXI さんとの事前の対話ってものが、異議申し立てをする要件となっているわけですね。やはり、そこを JBIC さん、あるいは NEXI さんが対応しなければ、そもそも異議申し立ての要件を満たすこともできないので、やはりそこはしっかりと対応していただく必要があると考えております。私の方は以上なんですけれども、田辺さん、補足お願いいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

はい。補足させていただきます。冒頭、JBIC からご説明あったとおり、要請書を二つ出させていただいてまして、この間、そのうちの一つがこちらの論点に関連すると思われる論点で、追加の指摘をさせていただいております。オーストラリアの案件において、現地の方々がメールで JBIC に、JBIC のウェブサイト上で環境スクリーニング情報の結果についてのコメントはこちらということでメールアドレスが表記されてるんですが、そちらに要請書を送ったんですが、何も音沙汰ないまま融資決定に至ってしまったということがありまして、ガイドラインの中では、こういった住民とか NGO からの情報を、きちんと環境レビューに繁栄させるということをうたっているにもかかわらず、そういったメールを送って

ないという事態は非常に問題ではないかということで、きちんと誰もが、もちろんテキストだけではなくて、例えば添付ファイルであるとか動画も含めて、きちんと JBIC に届くという体制を取っていただきたいということで、レターを送らせていただきました。よろしく願います。

【司会】

ご説明ありがとうございました。続きまして産業界の皆さま、補足説明ございましたら願います。

【日本機械輸出組合 柴岡】

日本機械輸出組合の柴岡でございます。こちらの項目につきましては、直接的に産業界の方から物申すというところでは決してございませんけれども、これも繰り返しになりますけれども、情報公開の急速性等々、非常に理解しているところではございますが、やはりこれは同じ物差しで測れるというところで、イコールフットィングの考えというのは引き続き考えていただいて、ご対応いただきたいというところでございます。よろしく願います。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは JBIC、NEXI の方から説明願います。

【国際協力銀行 関根】

それでは私の方から説明申し上げます。まず第一に、この場を借りてとなりますけれども、今日ご説明のあったお話、例えば異議申立書、これベトナムでございますが、について認識できずにその対応が遅れた点、それから今回あらためて要請書をいただきましたけれども、ウエイトシアに関する要請書に対する認識が遅れました点については、私どもといたしましても非常に強く反省しております、この場を借りて謝罪を申し上げます。ご迷惑をお掛けいたしました。

その上で、こういったことも NGO 様方のフォローといえますか、ご指摘に助けられて認識、あるいはその対応ということに至っておりますので、皆さま方との対話の重要性、あるいは皆さまがたに支えられてこういったガイドラインの運用というのをやっているなという認識を強く新たにいたしましたところでございます、これにつきましては感謝を申し上げます。

こちら、情報提供をどのように考えているかということでございますが、JBIC のガイドライン上、情報提供に対する基本的な考え方、情報公開のところの第 1 部の 5 というところでございますけれども、私どもは環境レビュー、モニタリングにおいて、さまざまな意見、情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとしまして、第三者に対して、求めに応じて、当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供

を行うと規定を既にしております。これに基づきまして、情報提供がある場合にはもちろん歓迎するという精神もガイドライン上記載がございますし、この内容を確認し、必要に応じてプロジェクト事業者への事実確認を行いながら、情報提供者の方とJBICで面談を設けるというようなこと、あるいはコミュニケーションを別の形で取りながら見解をお伝えさせていただいているということも足元ではやっております。もちろん先ほど申し上げたように、気付きのないところにつきましては、NGO様からのサポートいただきながら対応しているところがございます。いずれにしましても、その情報提供につきましては、このガイドラインの運用において極めて重要ということで、全く皆さまのご指摘と同じ認識を持っております。

そして、この情報提供をいかに活用するかという点につきましては、ガイドラインということでのご指摘、サジェスションもございましたけれども、私はどちらかというと、運用上の仕組みの改善といったところが、結局は重要なのではないかと考えております。特に後段で、田辺さんの方から、情報提供にあたっては、確実な受領に加えて、動画、テキストファイル等の、さまざまな形での情報提供を受けということが充実につながりますよといった助言、サジェスションをいただきまして、全くそのとおりであるなと考えております。

そういう観点で、今回、足元でのご指摘、ご指導を踏まえて、私どもも、各機関の対応というのをあらためて洗ってみましたが、やはり各機関、情報提供というところと、最近進化し続ける、いわゆる情報セキュリティというところの両立を、苦慮をしながらやっていると見て取れる、ざっと見たところの印象でございます。

私どもとしましては、まずこの環境ガイドラインの運用というところでございますと、案件がございます、そしてカテゴリの分類について公開をいたしまして、それに基づいて、案件に基づいた情報提供、これをまずトッププライオリティーとして最重視したいと考えております。今回の事案は深く反省しておりまして、その再発防止、あるいは改善としましては、抜本的な改善が必要ではないかなということも考えてございまして、それにつきましては、むしろ今の延長で何か頑張るといったものではなくて、システム的な改善、改訂を図っていく方向ではないかと考えております。

これまたご意見もいただきながらではございますが、少なくとも今までいただいたご意見の印象と、私どもの中の検討ということで申し上げますと、今のようなメールベースの提供というよりも、むしろ入力フォームのようなフォームを準備いたしまして、そのフォームを通じた情報提供と。しかも案件は、実は今でも案件のお問い合わせ番号というものが案件ごとに紐付いてございまして、それを明示した上での情報提供をお願いしております。けれども、なかなか非常に画一的なお願いでございまして、実際にはお問い合わせ番号が入っていないということも当然ありますし、そういった情報も、案件に関しては拾っていく必要がございますし、メールともなりますと、どうしてもメールアドレスを公開すると機械的に様々なメールも入ってまいります。

その中での案件峻別性の、最近の劣化ということで、先走って申し上げますと、例えば案

件番号をクリックするとフォームが出てきて、そこでしっかりと、その案件についてのコメントですといったようなことが書けるというような形で情報提供をいただくフォームを、提供いただく方の追加負荷なく形成していきますと、私どもも案件番号に紐付いた情報がぱっと入ってくるわけですし、それを系統的に関係者にしっかりと把握させていくということもできるわけですので、案件の峻別性と、それからいわゆるチェーンメールというんでしょうか、お知らせ、勧誘、そういったもののメールとの峻別にもなるのかなというのは、最近のネット社会の広がり、ガイドラインを有効化していくための情報提供の質の上昇ということを両立させる、大きな手段ではないかなと思っております。

動画、テキストファイルにつきましては、やはり非常にセキュリティーとの両立が難しくはありますが、そういったフォームの中で、情報提供のやり方の意思表示というんでしょうか、動画、あるいはファイルの提供の希望ありといったものを確認しながら、セキュリティーが確保された状態で、個別の話を通じて情報提供いただくというようなことがいいのではないかなと。そういう意味では段階を経ますが、最初の案件番号に紐付いた形での情報提供というところからスタートして、かつ最初の段階で、さらなる情報提供ありますよという意思表示があれば、その点は内容確認経ずとも、情報提供を、じゃあどういった形でしましょうかという次のコミュニケーションに移れますので、お時間をかけるということにもつながらないかなと考えておまして、そういった抜本的な見直しで、案件に即した情報を確実に峻別し、対応をしていくというところを強化して、これまでの状況というのを抜本的に改善しようというところは、非常に大きな柱として対応したいと思っております。

ここは要請書の中でフォームというようなお言葉や、動画、テキストファイルというような意思も、こういったものありますよというお話を伺って、総合勘案、各機関の状況も踏まえて、一番いいシステムにしていこうというところを、意欲として持っております。これが、今、全体のご指摘に当たる私たちのレスポンスといいますか、これを抜本的に改善することになるのかなと考えております。長くなりましたが以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、ご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。はい。それでは14番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japanの波多江です。関根さん、どうもご丁寧なご検討もいただきまして、ありがとうございます。抜本的な意見の受け入れ方の改革というか、改善をしていただく方向で、大変ありがたいなと考えております。フォームだけでいいのかどうかというのは、私たちもすぐに判断しかねるところが実はあるんですけども、今、お伺いして一つ気になったのは、問い合わせ番号などがあって、クリックしてその案件に紐付いた情報を瞬時にお送りすることができるっていうことは、非常にいいアイデアなんではないかと思うんですけ

れども、その後、私が最初にご説明させていただいた懸念とかぶるんですけれども、その後、受領しただけでは終わっていただきたくないというのがございまして、それこそ、そこからどうやって適切な対応を、例えば住民の方、現地ステークホルダーの方にされていくのか、そこも含めた改革であってほしいというか、改善であってほしいと考えております。

先ほどの繰り返しにはなるんですけれども、異議申し立ての要綱では、異議申し立てをするための申立書の内容の一つの項目として、貴行との協議の事実というのがございます。ここでは、現状の異議申し立て要項に書かれていることは、JBICさんの広報部署か、投融資の担当部署との対話が迅速かつ適切に行われるよう、外部から問い合わせがあった場合に投融資部門を紹介しなければならないというようなことも書いてあるし、投融資部門の方たちは、ガイドラインの規定に従って、こういった情報を活用して、スクリーニングおよび環境レビューをしなければならないというふうに、異議申し立て要綱の方に書いてあるんですよね。これ、ガイドラインの方には書いてないんですけれども、やはり、もちろん異議申し立て要綱はガイドラインと一体で運営されてると私たちは理解しておりますし、今回フォームから、例えば住民の方たちが情報提供された後に、やはりどういった対応がなされていくのかっていうところ、ぜひそこも含めて考えて、ご検討いただければなと思っております。以上です。よろしくお願いします。

【司会】

ご意見ありがとうございます。ただ今の点について、JBICはいかがでしょうか。レスポンスありますか。

【国際協力銀行 関根】

はい。ありがとうございます。今のコメントは受け止めたいと思っておりますし、私もいろいろなケースにおいて、案件に特定して、こういうことがありますよという指摘があって、それを今回の改革によってタイムリーに把握し、さらに追加資料も、ありなしを早期に確認し、それを、セキュリティーを確保された形で受け取りに行くという行動。これは非常にシンプルでございますので、やりやすくなるのかなと。

その結果として、対話をというような話につながれば、その対話をしていくというのは、ステークホルダーとの対話でございますので、ガイドラインの精神に則ったものでございまして、そういった一連の流れの後段部分ですね、も、しっかりと今回の再発防止の流れに乗せていかないと、もともとの目的である対話の促進につながらないよというご指摘と受け止めましたので、そこも含めた全体の流れというのを、しっかりと今回の再発防止として、内部では徹底をしてまいりたいと思っております。

【司会】

12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

はい。今回システムの変更をご検討いただき、誠にありがとうございます。ガイドラインの本文をどうするかというところで、例えばガイドラインの 11 ページの中で、情報公開に関する基本的な考え方というのがありまして、その中で現行のガイドラインでは、第三者に対し、求めに応じて、当行が可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行うというふうには書かれているんですが、まさに必要に応じて対話を行って、今おっしゃられたポイントというのはここに加えていただいて、もちろん情報の提供だけではなく、きちんとコミュニケーションするということをやったことが望ましいかなと思っておりまして、ご検討いただければと思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。ただ今の点について、JBIC はいかがですか。

【国際協力銀行 関根】

はい。対話の観点でいきますと、私どもの対話もそうですし、事業実施主体がステークホルダーと対話することも大事だということで、基本精神の中には入っているというようなことなのかなとは思いますが、異議申し立てのところでは一体をなすものですよというご指摘もございましたので、そういった全体感の中で考えていく問題なのかなと思っております。

【司会】

それでは他によろしいですか？ 14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

はい。ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。今の点についてなんですけれども、逆に異議申し立て要綱で、既にかなり細かい、要は広報部に来たら担当部に回してとか、そういった対話の手続きまで書いてあるのであるなら、ガイドラインの本文の方に、例えば、今、田辺さんがご提案されたような、ガイドラインの 5 番の情報公開のところに、やはり対話をするというようなところを含んでいただく、明記いただくことは、何ら問題ないのではないかなと思いますので、ぜひ今回の改訂の機会にご検討いただきたいと思います。

【司会】

ご指摘ありがとうございました。他にご質問、あるいはご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。16 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤】

メコン・ウォッチの遠藤です。コメントになるんですけども、今、抜本的な解決策として、フォームでの入力というのをご提案いただいたのはとてもいいなと思ったんですけども、と同時に、全員がデジタルにつながっているわけではないですし、従来どおりの方法、電話ですとか手紙ですね、郵送物でのやりとりというもので情報提供される方もいらっしゃると思いますので、ぜひその部分を閉ざしてしまうということではなくて、その部分は確保した上でのご検討というのをごいただきたいなと思います。今、波多江さんがおっしゃった、受領しましたで終わりではない、次のコミュニケーションの部分というのもガイドラインの方に明記していくという観点、必要だと思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。いくつかいただきましたけど、これらの意見について、JBICから何かございますか。

【国際協力銀行 関根】

はい。まず最後の遠藤さんのお話で、これは閉ざすということではなくて、今のメールベースにおいての課題を、フォームという形で解決するとともに、それによってメカニカルに俊敏性を上げていくということをございまして、それ以外のものを、何か新たにシャットダウンする、それによってということではございませんし、また、さまざまな立場に置かれている方々の情報を、どのように認識する形でというのは、もちろん一人一人の職員の日々の心掛けではあるんですけども、甘えるつもりはございませんけれども、皆さまとの会話を通じて、皆さまのサポートを得てというところも、全世界でございまして、私どもとしてはあるのかなということで、共に運営していくという気持ちでありますところ、その気持ちは共有をさせていただきます。

ガイドラインにというお話ございました。今、お持ちじゃないかもしれないんですけども、今の考え方の中に、当行は必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることができるという書き方で書いております。これはつまり、何か問題があると言えば、当然その問題を無視して進めるということではなく、確認して進めると。確認の仕方として意見を求める、あるいはその意見を求めるということが、対話なのか、質問状なのか、いろんな形があるというようなものだと思っています。フレキシビリティは持たせたいと思っておりますが、今のご指摘や、異議申し立ての関連性ということで、実は私は、そういった内部の手続き手順を、ガイドラインの本文というよりも、むしろ必要に応じて意見を求めるという、具体性というところで、FAQで反映するとか、そういったことの方がより詳しく書けるのかなとか、今、思いを巡らせておりますけれども、ご意見は理解をいたしましたし、極めて重要なステークホルダーとの関係というものは、このガイドラインを踏まえた案件の質

を維持するという点でも重要だと思っておりますので、その考えは共有させていただきます。

【司会】

他にご質問、あるいはご意見いかがでしょうか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

たびたび失礼いたします。FoE Japan の波多江です。質問なんですけれども、今回は環境社会配慮、一般の意見をどうやって受け付けるかというお話になってるかと思うんですけれども、異議申立書の受け付け方っていうものも、これに併せて改訂というか、変わる可能性があるんでしょうか？というのは、今はやはりメールでの受け付け、あるいは郵送、ファックスもですかね、そういったものが書かれているかと思うんですが、そこをお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

ご質問ありがとうございます。それでは今ご質問いただいた点につきまして、JBIC の方から回答をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

はい。これ、実は異議申し立ての書類を受け取るというのを、面談を通じて受け取るとか、紙でいただくとか、そういった形でいただくことがこれまであったのかなという気がいたしました。そういうプラクティスを考えますと、どこまで同じように変えたらいいのかなと。つまり、異議申し立てのフォーマットに即して画一的に欄を準備して、そこに入れるということが、私どもとしてはいいのですが、これまで個別案件の情報提供と異なりまして、出され方というものの過去を振り返りますと、書面、そういったものが多いのかなという中でございますけれども、結論から申し上げますと全て検討中ではございまして、より良いと思えば対応させていただくということで考えてございます。

ただ申し上げたとおり、先ほど遠藤さんのところでございますけれども、その他の方法を排除しない。ただし最近のネット社会のさまざまな問題ということを含めて、安定、安心して確実に取れる方法というものを検討させていただいた上で対応するというふうに、この時点では申し上げたいと思います。

【司会】

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。関根さん、どうもありがとうございます。さまざまなことを検

討されているということなので、その結果、どういうふうに対応されるのかということが大体固まるというか、何かできましたら、ぜひまた情報を共有していただければと思っております。

一点、経験上なんですけれども、バタン石炭火力とチレボン石炭火力の異議申し立てを住民の方たちがされたとき、確かに書面での提出ではあったんですけれども、もちろんこのコロナ禍などもございますけれども、やはりオンラインでっていうものが増えてくるのかなという気はしますので、やはりオンラインで確実に、どうやって受け取れるのかというところは重要なのかなとは思っております。

バタンとチレボン石炭火力のときに、審査役の事務局の方とやりとりをさせていただいておまして、その際に一つ問題というか、ございましたのが、フリーメールをどういうふうに受け取れるのかということがございました。その際は、結局、担当者に届かぬまはねられてしまう可能性がやはりあって、ただ、ネットの管理者の方はチェックをすることができるので、その作業を1段階踏んで、担当者には確実に届けますというようなお答えだったんですね、そのときは。今回、フォームという案が新しく出てきているので、こういった形になるのか、本当にまだ私たちも分かりませんが、フリーメールの扱いっていうものも、ご検討の中で考えていただけたらなというふうには思っております。よろしくお願いたします。

【司会】

はい。どうもご意見ありがとうございました。他にご意見、あるいはご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、実は本日の会合は、延長あっても最大2時間、18時までとさせていただいておりますが、その18時が近づいておりますので、論点の8と9まで終えたところでございますが、本日の会合につきまして、各議論についてはここまでということとさせていただきますと考えております。

最後に今後の予定等、JBICあるいはNEXIから説明すべきことがあれば、お願いしたいと思います。

【国際協力銀行 関根】

はい。ありがとうございます。本日は長丁場になりましたが、ありがとうございます。また貴重な意見を伺えて、非常に参考になりましたし、最後のフォームの点っていうのは、今、設計中でございますので、本日の会合で、いろんなご意見やいろいろなケースをいただいたことは非常に参考になるかと思ひまして、もちろんその結果どうなるかといったものは、ご披露というか、ご説明できるような機会があればいいなと思っております。一緒に作り上げていくということだと思っております。

次回ですが、本日の続きということでございまして、論点表に沿って論点ごとに議論を進めていくということで、本日は、1論点は先送り、時間内に収まりませんでしたけれども、

次回、3つか4つというところを想定してやっていければと思っております。タイミング的には、準備が整いますれば1カ月後を、10月初ぐらいを予定したいと考えておりますが、このご案内につきましては、2週間前程度に、いつもと同様に皆さまに送付させていただくということで考えておまして、ぜひともご参加、あるいはご意見をこういった場でいただけると非常に参考になるということで、ご協力のほど、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会合を閉会とさせていただきます。本日、大変お忙しい中、また、時間超過いたしましたけれども、長い時間にわたってご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(了)